

## 防府市一時生活支援事業実施要綱

平成27年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、防府市が実施する同法第2条第5項の生活困窮者一時生活支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、防府市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業を適切に運営ができると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に、事業の全部又は一部を委託により実施することができる。

(本事業の対象者)

第3条 本事業の対象者は、防府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年3月26日制定）第5条の規定による相談支援の申込みをした者であって、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 本事業の利用を申請した日に属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
- (2) 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。
- (3) 現に一定の住居等を有しない者

2 前項の規定に関わらず、市長は、特に必要と認める者を本事業の対象にすることができる。

(支援内容)

第4条 本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者に対し、宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品の支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを

提供する。

- (2) 定期的に、利用者の健康診断等を行い、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保険所等と連携し、必要な医療等を確保する。

(支援期間)

第5条 前条の支援は、同一者に対して90日を超えて実施しないものとする。

当該支援が90日に満たずに終了した場合であっても、同一者に対して再度実施しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者に対するアセスメントの状況をふまえ、市長が特に必要と認める場合は、90日を超えて、又は再度実施することができる。

(留意事項)

第6条 本事業の実施に当たっては、「一時生活支援事業の手引き」(平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 関係機関との個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。